

魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する 検討会（第4回） 議事録

日 時：令和4年5月9日（月）13時00分～14時30分
場 所：合同庁舎第8号館5階共用D会議室
一部オンライン開催

開会

1. 国立公文書館の取組について
2. 基本理念に係る有識者ヒアリング
森本 祥子（東京大学文書館准教授）
3. 意見交換

閉会

（出席者）

田中座長、川口委員、川島委員

森本東京大学文書館准教授

笹川総合政策推進室長、黒瀬大臣官房審議官、吉田大臣官房公文書管理課長

鎌田国立公文書館長、中田国立公文書館理事、中島国立公文書館業務課長、

梅原国立公文書館統括公文書専門官

○田中座長 時間になりましたので、第4回「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」を開会いたします。

本日は、川口委員、川島委員はオンラインで出席されています。井上委員、伏木委員は御欠席です。

昨年度の第3回検討会におきまして、基本理念についての有識者に対するヒアリングを行いたいということで、3回程度開催を想定しているということになっております。

そこで、本日はヒアリングの第1回としまして、アーカイブズをテーマに、東京大学文書館の森本祥子准教授に御出席をいただいております。森本先生は、アーカイブズ学を御専門に研究をされておきまして、東京大学文書館で実務にも携わっていらっしゃいます。本日は、アーカイブズの全体像、あるべき姿などにつきまして、後ほどお話をさせていただきたいと思っております。

また、国立公文書館からは、鎌田館長、中田理事に加えて、アーキビストの立場から議論に加わっていただくために、中島業務課長、梅原統括公文書専門官のお二人にも御出席をいただいております。

内閣府からは、笹川統合政策推進室長、黒瀬大臣官房審議官、吉田課長が出席しております。

なお、傍聴につきましてはオンラインで行っております。

それでは、議事に入ります。

まずは、国立公文書館の取組について、国立公文書館から説明をお願いいたします。

○鎌田館長 ありがとうございます。国立公文書館の館長の鎌田です。

国立公文書館にとりまして、新館の建設は、国立公文書館の在り方を基本理念に遡って抜本的に見直す大変貴重な機会であると考えておきまして、この検討会の議論に大きな期待を寄せています。そこで、この議論の前提として、当館の現状について紹介をさせていただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。当館の目的につきましては、国立公文書館法の第4条で、2ページの一番上の2行に書かれているような形で定められております。

当館は、平成18年度にパブリック・アーカイブズビジョンを策定し、平成28年度にパブリック・アーカイブズ宣言と改定されておりますけれども、そのパブリック・アーカイブズ宣言に基づきまして、その下の囲みに入っておりますような基本理念を提示しています。こういった基本理念を踏まえながら、新館建設に当たってはハードのみならずソフト面についても検討を進めてまいりたいと考えています。

他方、国立公文書館は、国立公文書館法によりまして、行政執行法人が行うこととされていますので、それに伴う使命と責務、一定の制約があることを意識しなければいけないということになります。

次のページを御覧ください。当館は開設から51年目に入りましたけれども、この歴史の

中で、当館に期待されている役割は変化しています。今日では、国の形や国家の記憶を伝え将来につなぐ場としての機能、歴史公文書等の保存・利用等に係る取組推進の拠点としての役割、デジタル化の進展等をはじめとする時代の変化を見据えた施設整備やサービスの展開、こういったことが具体的な方向性として新館基本構想において指摘されています。一言で言えば、行政機関や歴史研究家のための公文書館から、国民一人一人、さらには国外の方にとっても開かれた公文書館へと発展することが期待されていると良いと思います。

次のページでは、当館の業務につきまして、法律においてどのように規定されているかを示しています。行政機関や地方公共団体との関わりでは、「専門的・技術的な助言をする」とされており、主体は行政機関や地方公共団体であって、その補助的な役割という位置づけになっているかと思えます。

5 ページには、歴史公文書等の移管から利用に至るプロセスの中で、当館が果たしている役割を示しています。

当館へ移管される文書は、行政文書、司法文書・立法文書、それから、個人・法人等から寄贈・寄託された文書があります。行政文書の場合には、各行政機関は公文書管理法上、関係法令に基づいて、行政文書ファイル等の作成・取得後、できるだけ速やかに保存期間満了時の措置、すなわちレコードスケジュールを設定することとされており、

次のページをお願いいたします。評価選別・寄贈寄託についての取組であります。当館においては、依頼に基づいて専門的・技術的助言を行う。また、個人・団体からの申出を受けて受入れをする。こういった取組を行っています。

行政文書、司法文書・立法文書、場合によっては法人文書が入りますが、それと寄贈・寄託文書という分類は、受入れ元に着目した分類であって、文書自体の性格から言えば、行政文書、司法文書・立法文書等と寄贈・寄託文書とは少しカテゴリーが違うわけで、寄贈文書の中にも本来は行政文書であるものが入ってきたりする。公文書管理法は移管元に着目した分類をしておりますので、公文書館における文書の分類も、基本的にこの移管元に基づく分類をしています。

次のページで、行政文書の現状と課題として3点にわたって記しました。一番上、下線を引いておりますように、当館に助言の依頼がまだ来ていないファイル、あるいはレコードスケジュールの設定がされていないファイルが大量に存在していることが一つの課題であります。文書管理サイクルを円滑に機能させるためには、これらの助言の早期完了に向けて、行政機関とともにしっかりと取り組んでいくことが必要と考えております。

次に、行政文書ファイル管理簿の情報が不十分・不正確なものが多く、助言の支障になっていることもありますので、各行政機関に向けて、必要情報の記載等まで踏み込んだ実効性のある指導を行き渡らせることが必要だろうということです。

それから、20世紀後半から現在に至る重要な政策についての意思決定に係る公文書等であっても、国立公文書館に移管されていないものがあるという指摘もされていますし、原

則移管とされている昭和27年度までに作成・取得された文書についても、まだ移管されていないものがある。こういった指摘もあるところで、各行政機関に対して、文書の有無の確認や移管を積極的に働きかけることが必要であると考えております。以上が行政文書における現状と課題です。

次のページをお願いいたします。寄贈・寄託文書についてですけれども、個人・団体が所有するものであっても、歴史公文書等に相当すると認められる場合には、寄贈・寄託の申出によって国立公文書館はこれを保存することになっています。

現状では、ここに『佐藤榮作日記』を引いておりますけれども、大臣等が、国の重要な政策に係る意思決定に至る過程やそれに関する自らの考えを個人的に記した文書等につきましては、後世に伝えていくべきものと考えておりますけれども、それらはどこに保存されているか、どんな保存状態なのか、それ自体を十分には把握していないということが一つの課題であります。どのようなものを積極的に国立公文書館は集めていく必要があるのかというのが一つの課題です。他方、具体的に寄贈・寄託の申出があった文書については、受入れ対象範囲の確定や利用条件の設定などをより迅速に行うことが必要であります。

次のページをお願いいたします。保存と利用についてですが、特定歴史公文書等は公文書管理法において永久保存を義務づけられております。また、利用については、請求に基づく権利であると規定されています。当館では、行政機関等から受け入れた特定歴史公文書等は、原則として1年以内に保存に必要な措置を行い、利用に供しています。具体的には、目録を作成、公表し、利用の便宜を図っているところです。

10ページにその流れを記載しております。

11ページ、保存における現状と課題につきましては、3点指摘をしています。受入れ事務を円滑に行うための仕組みの構築。電子公文書等に係る対応、受入れ体制の整備。3つ目が、分かりやすい目録詳細情報の提供方法を工夫していくことが必要ということです。

利用に関しては、利用請求がありますと、30日以内に公開・利用制限部分について審査するというのが原則であります。令和2年度末時点で、審査が必要な特定歴史公文書等は約61万冊で、この10年間で20万冊増加しております。

また、要審査文書のうち、国民の関心の高いものにつきましては、利用請求を待たずに積極的に審査を実施し、例えばデジタルアーカイブとして公開すると、こういったことが課題となっています。

次に、人材育成に関しましては、右のグラフを御覧いただければと思います。本館での研修の実施のほか、各行政機関等が主催する研修への講師派遣等を行っており、研修修了者の数が増えてきています。

それから、アーキビスト認証が動き始めました。そのアーキビスト認証を受けたアーキビストにとっては誇りを醸成し、あるいはアーキビスト認証を志す方のモチベーションを高めていると考えます。同時に、平成30年にアーキビスト認証の源泉となっているアーキビストの職務基準書を策定したことが非常に重要で、アーキビストの職務と必要な知識・

技能等を明確化したことが、公文書管理に携わる人々の支えになっていると感じております。アーキビスト認証は令和2年度から開始し、現在までに、全国各地の公文書館職員等247名を認証しています。

次のページです。人材育成の現状と課題について、全体としては、我が国における行政文書管理の中核を担う専門人材が不足している。これを育成するための研修が、なお充実されなければいけないと考えています。認証アーキビストの定着及び認証の拡充ということで、アーキビスト認証を受けることがそれぞれの人にとって一定のメリットになる形で各行政機関等がこれを活用すること。国立公文書館や地方公共団体の公文書館等に認証アーキビストを定着させていくこと、高等教育機関・関係機関と連携した人材育成体制の構築・充実をさせていくこと、認証アーキビストへの社会的理解を深め、その活躍の場を広げるための「准アーキビスト（仮称）」の導入に向けた検討を行うことが必要であると考えます。

次のページをお願いいたします。アジア歴史資料センターについてです。アジア歴史資料センターは、村山総理が発表した「平和友好交流計画」に関する談話に基づいて2001年に設立されました。これまで、明治初期から第二次大戦終結までに作成・取得された公文書の大部分をデジタル画像として提供しております。元になっている資料は、国立公文書館だけではなく、外交史料館、防衛研究所にあるものを、横断的に再構成していることに一つの特色があって、国内外から高く評価されております。

今後は、検索機能の充実や多言語化、そして、戦後歴史資料の収集については、現在、1972年までというのが一つのめどになっているところでありますけれども、これをさらに拡大させていくことが必要だというふうに考えています。今後、新館の建設とともにアジア歴史資料センターをどうしていくのかということが一つの課題でもあります。新館を機に、国立公文書館のほうでもデジタルアーカイブの充実を図る。それと同時に、アジア歴史資料センターへの外交資料館から移されてくる資料は徐々に少なくなっている傾向にあり、防衛研究所からの資料は戦後のものについては基本的に来ないということですから、国立公文書館のデジタルアーカイブとアジア歴史資料センターのデジタルアーカイブにどんな差があるのかということが問題になるかと思えます。業務的には重なる部分が多いですから、一定の協議に基づいて吸収・合併するというようなことも考えられるかもしれませんが、しかし、アジア歴史資料センターの場合、テーマごとに資料を再構成して提示し、詳細な検索も可能にしているのですが、国立公文書館に移管された公文書全体について同じことは到底できないですから、国立公文書館の極めて多くの所蔵資料を保存し利用に供するという扱い方と、アジア歴史資料センターのようにテーマ別に横断的に様々な資料を再構成してデジタルアーカイブとして提供していくという機能は、新館でも相対的に違う業務として併存していくべきではないかと個人的には考えています。

最後に、これまで評価選別・寄贈寄託、保存と利用、人材育成について御紹介申し上げてまいりましたけれども、なお、調査研究機能の充実等の課題もあります。国立公文書館

の一層の業務の改善を図る上で、公文書の作成、整理、分類、検索、公開、展示といった全ての段階において、それぞれの内容と手法について調査研究をしなければいけませんし、国立公文書館が歴史資料を提供するセンターであり続けるためには、特定歴史公文書等を活用した研究等の実績のある、いわばキュレーターの専門家が様々なアドバイスを提供することで、教育や研究面での貢献をしていくようなことも必要になってきます。そういった方々を含む多様な専門人材を適切に配置していく、そして業務の一層の拡大・向上を図るために、さらに人数と予算の拡充を図っていくこと、地方の公文書館への支援や国際連携をより積極的に展開できるような基盤づくりをしていくことなど、なお様々な課題がありうるだろうと思っておりますので、それらについて有識者の先生方からどのような方向性があるか、どのような施策がとられるべきかということについて、御提言をいただけることを強く期待しています。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

では、議題2としまして、次に「基本理念に係る有識者ヒアリング」として、森本先生より御説明をいただいた後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、森本先生、よろしく申し上げます。

○森本准教授 東京大学文書館の森本と申します。

まず、検討会の名称が「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」となっていて、それを伺ったときに、やはり展示というのが非常に前面に出ている。もちろん最初からそこを大変重視して今後打って出るといいますか、国立公文書館としてアピールしていくと私は理解しているのですけれども、それを総合的に検討されている検討会の先生方や国立公文書館の方々がいらっしゃるところで、もし私が何か一言、国立公文書館等の一つの組織で仕事をしている立場、それから一般的に自分はアーキビストであると自認している立場から、ぜひこんなことも今後検討していただきたいということがあるとしたら何をお伝えすべきだろうという観点から、今日はお伝えしたいことをまとめてまいりました。

1 ページ目をご覧ください。

まず、そもそもアーカイブズ資料とは何なのかというところに立ち戻って確認をしたいと思います。

これは非常にコンパクトにまとめられている定義を私はいつも使わせていただいているのですけれども、「アーカイブズ資料とは、個人または組織がその活動の中で作成または収受し蓄積した記録のうち、組織運営上、研究上、その他様々な利用価値のゆえに永続的に保存されるもの」とされています。この定義に至るまでの国際的な様々な議論が背景にはあるのですけれども、日本の現状も踏まえて非常にシンプルにまとめた定義かなと私は感じております。

特にこの定義に関しては、作成元を離れて、歴史資料として保存されているアーカイブ

ズ、いわゆる古文書的に、例えば国文学研究資料館で保存している資料とか、あるいは多くの自治体のアーカイブズでも地域の古文書をたくさん保存・活用していらっしゃるんですけども、そういったものも視野に入っているのですが、それを踏まえても、なお、なぜ保存するかという目的の第1番目に「組織運営上」と出てくるところが私はアーカイブズの一番基本理念だろうと思っておりますので、スライドで赤字にしております。

つまり、研究が先ではないということです。アーカイブズを保存するのは、基本的にはその文書を生み出した組織の責任です。ですから、国の行政文書を国が国立公文書館を設けて保存するという責任を果たしているわけです。

そう考えたときに、まず何のためにアーカイブズがあるかということは、親組織の組織運営に役立つためである。親組織という言い方をしてしまうと、非常に幅が狭く捉えられてしまいますので、これは個別の組織ではなくて、その背後に控えているステークホルダー全体というふうに意識すべきだろうと考えています。ですので、国立公文書館であれば、それは背後に国民がいるということだと思えます。

2ページをお願いします。

そうすると、国立公文書館にとって、組織運営上、利用する目的というのは一体どういうことになるかということ、国民のための行政を適切に行う、そのためにアーカイブズ資料を生かすというのが国立公文書館が組織運営上の価値を認めてアーカイブズを保存するということだと思えます。

具体的には、例えば過去に学んで、この先のよりよい施策を実施するために参照するというのが当然一つあり得ますし、それから、過去に行った各種の施策がきちんと適切な手続を踏んだものである、その証拠であるとして保持する。50年たとうが、100年たとうが、将来の人たち、あるいは今、私たちが50年前、100年前の物を見るときに、そのときにどういう手続を踏んで物事が決められていったかということが確認できる証拠であるということです。なるほど、あのとき文部科学省が、こういう経緯をたどってきちんとこういう政策を決定したということが確認できる。そういうことが重要な役割であろうと思えます。

それから、国立公文書館というところに焦点を絞ってお話をしますと、国として文書の長期的な保存というものを一括して国立公文書館が担う。つまり、省庁ごとにとりか、あるいは省庁の中の部署ごとにアーカイブズをつくるのではなくて、国立公文書館が一元化して担うことによって効率的・効果的な保存が可能になり、それによって回り回って事務効率化を支援できると思えます。

3ページをお願いいたします。

改めて、アーカイブズを持つことの基本というのは何なのかということですが、全ても支えるのはそもそも文書が保存されていることと考えます。文書が保存されていないければ何も始まりませんので、とにかくアーカイブズ機関にとって一番大事な役割はまずは保存すること、ちゃんと持っているということだろうと思えます。

そこで、今回、私は直接的利活用と間接的効果というふうに頭の中を整理してみました。

まず、アーカイブズ機関に文書が保存されています。その文書を直接一人一人が利用するのが直接的利活用と考えました。

例えば、左側に書きましたけれども、組織運営支援です。それは文書を移管した省庁が、国立公文書館に保存されているかつて自分たちがつくった文書を確認して、この先の行政に役立てるとか、過去にあったことを確認するとか、先ほど言ったような組織運営上の活用をするというのが組織運営支援の役割として非常に直接的な利用であろうと思います。

それから、親組織が利用するということを離れて、アーカイブズというのは広く一般に原則として公開されるものですので、そうしたときに、一般の利用者にとってどういう利用がアーカイブズの利用の一番基本になるかということ、それは閲覧室に行って現物の文書を手にとって、自分の好きなペースで自分の好きな文書を見るということだろうと思います。その文書の見方とか、これはこう解釈するのですよとか、そうすることを誰かにストーリーをつくってもらって強制されるものではない。私が見たい文書を私が閲覧室に行って好きなように見る。これがまずそもそものアーカイブズの一番基本の直接的な利用だろう。

様々な利用者がいると思いますけれども、例えば研究者がそれらの文書を使って学術研究をして研究が進展していく、世界に発信していくということがもちろんありますし、例えば学校の先生が資料を使って教育に役立てることもあるでしょうし、また、全くの趣味でアーカイブズの資料を見たいということも当然あると思います。例えば、自分の先祖のことを何となく知りたいとか、あるいは、保存されている古い明治時代の写真を見るのが大好きなので見に来るとか、いろいろあると思いますけれども、いずれにしてもそれは利用者が一人一人直接資料を利用するということだと思えます。

それに対して、アーカイブズにおける展示活動というのがどういう役割を担っているのか。これは私の理解ですので、いろいろ御意見はあろうかと思いますが、一つの見方として聞いていただければと思います。アーカイブズが展示をする意味というのが、文書が保存されていることの意義とか価値を理解してもらうための展示、それから、そうして保存されている文書を、左の直接的利活用というところで書いたような活用の仕方ができるのですよということを理解してもらう入り口ではないかなと考えています。

アーカイブズの展示論といいますか、それについての研究も既にいろいろ蓄積されていますけれども、その中で一つ、どこの文書館だったか、正確に文献のタイトルを思い出せないのですが、展示を見に来た人がどれぐらい閲覧利用者につながるかという分析をした文書館がありました。

今、右に出している写真は当館が学内でやっている展示ケースの写真ですけれども、例えばこのように展示をするときに、私たちはキャプションに必ず資料のIDを書きます。それは、その現物資料を今は展示ケースで見ているけれども、面白いと思った人がぜひ閲覧室に立ち寄って、自分の手でその文書を見てくださいということを伝えたくてやっているのですけれども、恐らく多くのアーカイブズの展示はそのように皆さんされていると思

ます。

では、展示を見て、あのときに展示されていた何番の資料が見たいですというふうに言って閲覧に来た人がいるかという、限りなくゼロです。ですから、それをアーカイブズの展示の目的にするのはちょっと無理がある。けれども、突然、国立公文書館がありますよ、東京大学文書館がありますよと言っても、それは何をするとところかよく分からないのが普通ですので、そういう中で、展示を通じて知ってもらおうということが非常に大事な役割だと思うのです。そういう意味では、アーカイブズにとって展示をする意味、何を目指すかということとはきちんと整理した上で取り組むことが恐らく重要だと思います。

4ページをお願いします。

ここまで、国にとってアーカイブズというのは一体どういう役割を担っているのかということでしたけれども、それを担う人材の話ですが、これは実は先ほど鎌田館長のお話を伺っていて、まさにこれからの大きな課題はここだなということを私も再認識したところ です。

図を描いてみたのですが、四角の枠、文書作成組織にレコードマネジャーとアーキビストがいます。例えば、これを国の行政組織全体というふうに捉えていただくと、例えば各省庁にはレコードマネジャーがいて、アーキビストというのはこの図で半身はみ出していると思うのですね。これはあえて半分出しています。

いずれにしても、文書を適切に作成して、効果的・効率的に管理して、それを最終的に将来にわたって伝えていくためには、全ての段階において専門家が重要だと私は思っています。先ほどの鎌田館長のお話の中でも専門家が欲しいということをおっしゃっていたと私は理解したのですが、その意味では、現在、レコードマネジャーが決定的に専門職として位置づけられていない。ポストがあるという話ではなくて、専門教育を受けて、専門の資格を、それは今はまだないですが、そういうものを持っている人がいるかどうかという観点での話になりますが、日本ではレコードマネジャーというプロを雇うことが政府としても現在はない。

こういうところで、どちらも問題ですが、アーキビストの話に焦点を当てていきたいと思 います。

レコードマネジャーは、その組織の中で基本的に今動いているこの組織をいかに効率的に運用するか。効率だけではないです。社会に対して胸を張って適切に文書管理をしていることを伝えられるように、専門職として責任を持ってレコードマネジャーの仕事をするべきなのですが、アーキビストがそこから体が半分出ているのは、外とより一層つながっているからなのです。

外とのつながり方なのですが、まず、親組織の活動を検証するための資料、過去にその組織がどういう活動をしていったかということが文書に反映されますが、その文書を外に対して客観的に提供する仲立ちの役割を担っているからです。

それから、アーキビストというのは、時間と空間を超えて資料を社会につなげる役割を

担っていると考えられると思います。例えば、今、私は東京大学文書館でアーキビストとして仕事をしていると、今の東京大学の活動を踏まえた上で、新しい文書についても移管元と話をしますし、外の利用者とも話をする。一方で、大学ができた明治の初期の頃の歴史、それからそれを反映した文書についても知っていなければならないし、それを利用者に伝えなければならないということで、時間も場所も超えて外とつながるということをアーキビストは常に意識してそういったことをすることになります。とにかく、レコードマネージャーとアーキビストと両方が専門職として並び立って連携していくというのが一つ理想的な形だろうと考えております。

5ページをお願いします。

こうしたアーキビストに求められるもの、知識、専門性というのは一体何かということを考えてみると、基本理論と目指すべき理想というものをまずしっかり理解した上で、つまりアーカイブズというのはこうあるべきだという理論、理想をきちんと理解した上で、なお、現実に合わせて柔軟に応用する力が求められると思います。

私は同僚と話をするときに、プロのアーキビストは何を切り捨てられるかが判断できる人だと、よく話をします。つまり、例えば温湿度の管理、何度で何%の収蔵庫、光が入らなくてこういうふうであることが必要ですという知識は必要なのですけれども、それにがんじがらめになってしまっていて、うちの収蔵庫ではその環境が実現できませんとなったときに、あるいは全部中性紙の箱に保存するのがベストですと聞いたけれども、うちの予算では中性紙の保存箱が買えません。では、そのときにどう対応するか。そういうことを考えられる力があるということが前提として、何を切り捨てて、前提として理想論、理論を理解した上で、どこが切り捨てても大丈夫かという判断ができる。それを責任を持ってできるということだろうと思います。

そして、2つ目ですけれども、組織活動全体、社会の中にある組織というものを俯瞰する視点。これは先ほどの大学のところでも少しお話ししましたが、今の自分が所属している組織だけではなくて、過去のこととか、この先の将来のこととか、この組織は今社会の中でどういう位置づけにあるのかということなどを常に俯瞰して見るのがアーキビストには求められるだろうと思っています。

例えば、評価選別に関わるにしても、私は東京大学というところに勤めていますが、東京大学というのは社会の中でその時々でどういう役割を担っていたのか、あるいは、そのときに関わってきた学内のプロジェクトであっても、社会との関わりの中で当然影響を受けている。そういうことを見ながら、どういう文書を残して、どういう目録を作っていたらいいかということを考えないといけませんので、こういった俯瞰する視点というのは非常に重要になると考えます。

3つ目、組織の短期的直接的利益に、場合によっては国民、ステークホルダーの立場から対峙する覚悟を持つことが必要だろうと思っています。

アーキビストは、組織運営のためにアーカイブズを使う、そのために保存するというの

が第一義であるということをお話ししましたけれども、それは、語弊があるかもしれませんが、都合が悪いものを残さないとか、そういう判断にくみすることではなくて、この組織はこのときにこういう活動をしていたということを伝える文書はどれかということ客観的な立場から判断する、そしてそれを胸を張って宣言するといえますか、その立場を貫くという覚悟も必要だろうと思います。

ですから、こうして見ていきますと、実はアーキビストに求められるものは、個別の技術とか、ばらばらの知識を持っているということではないということです。言い換えれば、アーキビストに求められるものは、個別技術の単なる集積ではなくて、まず大前提として、自分はプロのアーキビストであるという意識、矜持、マネジメントする能力が実は一番大事なのだろうと思います。

マネジメント能力というのは、先ほどもちょっと言いましたけれども、アーカイブズとして本当はやらなければいけない様々な業務とか、満たさなければいけない条件のうち、全部ができないとしたら、どこを諦めるか、どこを切り捨ててしまうとアーカイブズの本質が崩れるのかということ判断できる能力だと思います。

こうした力を持ったアーキビストを育てるためにはまとまった教育が必要ですし、それから、倫理という訳語がもしかしたら適切でないのかもしれませんが、今この訳語をそのまま使いますけれども、ここで言うところのethicsの意識が必要だと思っております。

7ページをお願いいたします。

倫理綱領について少し触れたいと思います。倫理綱領については、なじみのないものだと思うのですが、アメリカでの議論が先行してまして、ここに年表を書きましたが、1950年代から議論が始まっていると私は承知しております。1980年代以降、広がっていくのですが、背景に、例えばアメリカだとローウェンハイム事件というのがありまして、93年にはオーストラリアで起こったハイナー事件という事件があるのですが、アーキビストの物事の判断するときの社会との関係の在り方、非常に抽象的な言い方になっていますが、それが揺さぶられる事件が起こって、自分たちが一体何を信条として社会と対峙しているのか、社会の中でどういう責任を自分たちが果たしているのかということを見える化する動きとも言えると思うのですが、Code of Ethicsというものが現在、各国で定められつつあります。

一番大きく進んだのが96年、赤字にしてありますが、ICA、国際アーカイブズ評議会が、それまでの蓄積を踏まえてICAとしての倫理綱領をまとめました。それが各国語に翻訳されていって広まっていったのだろうと思います。その後、設定されてきている様々な倫理綱領を見ていくと、ほぼ同じような事項が取り入れられているかなと思いますので、やはり96年のICAのものが大きいだろうと思います。結局、アーキビストの行動する、物事を判断する基準というのは、もちろん法律、制度等で決められていることはたくさんありますけれども、それだけではカバーし切れない、判断に悩むことが日々たくさんあるわけで、そういうときに判断のよりどころとするものです。

2016年のイギリスのところで挙げておきましたけれども、現在ではイギリスのアーキビスト協会が協会の会員になろうと思うと、下に書いてあるように、アーキビスト協会の倫理綱領をちゃんと読みました、それに従うことを誓いますというところにチェックを入れないと会員になれないようになっていきます。それぐらい、現在、国際的には広がってきている考え方かなと思っています。

8ページは、ローウェンハイム事件とハイナー事件について、ごく簡単に触れております。9ページをお願いします。

アーキビストというのは日常的に様々な判断を迫られております。これは、必ずしも非常に大きな、先ほどの事件になるような政治的な問題でなくても、例えば保存や整理の優先順位をつけるとか、本来、これだけの文書を移管を受けて残すべきなのだけれども、一方で、うちの収蔵庫はもう満タンだからどれかを諦めないといけない、どうしたらいいかというような判断を含めて、とにかく自分の判断次第で、資料が残ったり、あるいは埋もれたりする可能性を常に突きつけられながら、小さな判断を毎日毎日たくさん積み重ねながら仕事をしております。

だから嫌だということではなくて、アーキビストというのはそうした仕事をやって、その責任を負うべく高度な判断力や覚悟の重みを理解するように、ちゃんと責任を負いなさいねということを教育をされることも含めて、私はアーキビスト教育なのではないかと思っています。

最後に、評価選別について少し触れたいと思います。10ページ、11ページにフランス、イタリア、アメリカ、イギリス、オーストラリアで、評価選別というのが各国でどのように認識されているのかということをも部分的に文献を引用いたしました。

もちろん細かい制度はそれぞれ違いますし、国のアーカイブズの話と自治体の話が違ってくる場所もありますし、全てが同じ基準ではもちろん話ができないのですが、いずれにしても評価選別というのはアーカイブズ側が最終的に責任を持って行う、少なくともそこに非常に深くコミットするものであるというのは、国際的には行われているということをお伝えしたいと思ひまして、幾つか引用事例を書きました。

12ページです。

評価選別はアーキビストが行うものという国際的な理解があることは皆さん既に御承知とは思っておりますけれども、最後に確認しておきたいと思ひます。

それを間違いなくというか、効率的なだけでなく適切に行うためには、アーカイブズと対等な専門的なレコード・マネジメント制度の存在は不可欠になると考えます。

伝統的には、例えばイギリス、ドイツ、特にドイツが強いのですが、レジストリー制度というのがあって、現用文書の文書をつくる場所から非常に強力にコントロールする制度が伝統的にあります。それがあからこそ、アーカイブズと連携したときに効率よく文書がアーカイブズに移管されるという制度が作れるわけです。

現在も、イギリスの国では、DROと書きましたけれども、Departmental Record Officer、

各省庁にレコード・マネジメントの責任者の専門家が置かれています。ですから、アーカイブズが連携するのは基本的にはDR0なのです。そういうレコード・マネジメントにもプロがいる、アーカイブズのほうもプロがいる。プロ同士が話をして、文書の作成、管理、保存全体を連携して担っているというのが多くのところで取られている制度と私は理解しています。

アーキビストが専門家ならば常に間違いのない評価選別をしてくれるのですねと言われるかもしれませんが、評価選別が誰の目から見ても正しい判断、100%正しいということは恐らく古今東西なかっただろうし、今後もないだろうと思っています。

ならば、アーキビストは要らないのではないかということではなくて、医師に例えてみたのですけれども、例えばお医者さんも全ての人の命が救えるわけではないですし、全ての病気が治せるわけではない。だけれども、専門知識と、患者さんをトータルで見て、この人にとってどういう判断が適切かということ責任を持って判断をしているのだと思うのです。それと同じように、アーキビストも作成されている文書全体、それから自分のところのキャパシティ、社会に対しての責任等々、全てを勘案してそのときにベストな判断を行う。そして、その判断には責任を負うというのがアーキビストだろうと思っています。

最後ですが、この検討会で今後御検討されるに当たっては、これは一つの国立公文書館等の機関でアーキビストとして仕事をしている者からの期待ということになるのですけれども、新しい館一つのことだけを考えるのではなくて、国立公文書館全体として、複数の館になっていくということですので、それぞれの館の役割がそこで果たすべきものをどういうふうに構築するのかということ、新館のピンポイントの機能を絞り込むのではなくて、全体でぜひ議論していただきたいという希望を持っております。

さらに言えば、国立公文書館というところの議論は、国をリードするお立場でもあると思うので、国全体にとっての文書保存の在り方というのをぜひ議論いただいて、この機会に大きく前進していただけたら、その中で特に専門職の配置が肝になると私は思うのですけれども、そこをぜひ併せて議論いただけたらと思います。

以上です。

○田中座長 森本先生、ありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思います。委員の皆様、御意見はございますか。よろしくをお願いします。

○川口委員 意見の前に質問させていただいてよろしいですか。

森本さんのお話ですが、大変勉強になりました。刺激に富んだ内容で、ありがとうございました。

最後のところで、レコードマネジャーも専門性を持って配置が必要であると御指摘されていて、全くそのとおりだと思うのですが、今、この文脈ですと、国立公文書館のことを考えているといったときに、国立公文書館の中にもレコードマネジャーが、もちろん国立

公文書館自体のレコードマネジャーは必要だと思うのですが、国の公文書を扱うに当たってのレコードマネジャーの配置はどこに置けばよろしいとお考えでしょうか。

○森本准教授 細かい制度の現実的な議論は抜きにしますと、制度的には公文書管理法でも、例えば総括文書管理者を置くということが段階的に法律で決まっていると思うのですね。そういったところに、本来はやはり専門職を置くべきではないか。

今は、例えば東京大学で言うと、文書管理の責任者は総務担当の理事となって指定されていますけれども、理事のお仕事はもちろん文書管理だけではないわけですので、非常に全体を幅広く見る責任がある。そうではなくて、そこにイギリスで言うとDepartmental Record Officerみたいな専門職を総括文書管理者として置くということが可能になるといいなという願望です。

○川口委員 ありがとうございます。

この機会にアーカイブズの問題、アーキビストの問題を集中的に考えると同時に、（レコードマネジャーという）もう一つ欠けている部分に対する大きな指摘ですね。分かりました。

○田中座長 川島委員、どうぞ。

○川島委員 お二人から大変すばらしいお話を伺って、とても勉強になりましたし、いろいろ考えることがあるなと思いました。

まず、鎌田館長、私も御質問になってしまうのですが、今の公文書館の置かれている課題というものがよく分かって大変勉強になりましたけれども、資料の3-1のところで、「はたらきかけをしていく」という部分がありました。この「はたらきかけ」という言葉の微妙な感じとといいますか、つまり、各省庁に対して何がどこまでできるのかというところの難しい言葉遣いだと思って拝見したのですが、これは独立行政法人として国立公文書館があるということに関する根本的な問題、そういった権限とか立場にも由来するような問題に関わることかと思いました。現在の国立公文書館と各省庁間との間の関係について難しいこと、根本的な立ち位置の問題について、今ここで議論する話か分かりませんが、例えば国立公文書館が独法であるということに由来する問題がもしあればお教えいただきたいと思いました。これが1点目です。

2点目に、国立公文書館の持つ重要な機能の中に研修機能というものがありますが、各省庁との関係性において、各省庁からの文書の移管について、相当な多様性、ばらつきがある。そうしたことに対する評価とといいますか、国立公文書館の側がそれぞれの省庁を評価して物申すのは難しいと思っていますが、何かしらの評価、A省というのは公文書館から見た場合に望ましい、ルールに即して行っているとか、そういう評価というのがあるのでしょうか。

また、あるならば、各省庁別の評価というものが、例えば各省別の職員に対する研修とか、そういうものにフィードバックされるものなのではないでしょうか。つまり、A省、B省、C省でそれぞれ問題点が違う、あるいは、文書の移管の方法や程度が違うとした場合、それ

ぞれの省庁の状況に応じた研修はされるものなののでしょうか。各省庁からの文書を受け入れるというところにあっても、「はたらきかける」という難しい言葉遣いをされたところにも関係していると思って、2点御質問したいと思います。

森本先生、大変新規的なお話をいただいて、とても勉強になって、新しい公文書館を考えるに際して、新しいものもいいけれども、要するに公文書館が何をやるのかという根本的なところに立ち返って物を考えなさいと、そういう強いメッセージとして受け取りました。

そもそもアーカイブズを保存するとは何かというところで、我々はとにかく、研究者の研究のためというところに目が行くのですが、そうでなくて、組織運営上というところが大事なのだ。その点も非常に重要な御指摘だと思った次第です。

さらに理解を深めたいためにお伺いしますが、組織運営上の価値観でアーキビストが選択をするというのはどういうふうにするのでしょうか。つまり、例えば組織運営といっても、例えば国と省で、国益と省益は必ずしも同じではない。これは政治学的にそうだけれども、組織運営上の組織というものをどこに設定して、文書を選択するのでしょうか。

例えば、先生が所属する大学であれば、例えば大学本部と駒場とは全く益が違うのですね。組織運営上の立場は全く違うわけです。そういうのも、大学という、どこの平面で組織運営上というのは判断をするのが妥当なのか。そういうことは議論されるものなのではないでしょうか。

正しさというか、選択の標準、基準をどこに設定するのがアーキビストなのか。そういう「正しさ」がもしあるとすると、先ほどの鎌田館長に御質問したような、国と省庁の間のばらつきみたいなものをどうするのかという話とも関わるように思います。ですので、あえてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○田中座長 鎌田館長、よろしくお願いします。

○鎌田館長 第一の御質問、独法であることの限界をどう考えるかというふうなことだったかと思うのですが、現行法はやはりその辺のところ非常に気を遣った規定になっているので、求めに応じて専門的・技術的に助言をするというふうになっていますし、地方公共団体の関係では、やはり地方自治の観点からも非常に謙抑的な役割が法律上の立付けとなっておりますが、行政機関における文書管理の現実に照らしてみると、全くの私見ですが、行政機関に対して専門的・技術的助言というのにとどまらず、あるべき文書管理はこのようにしなければいけないのだという意見を述べるぐらいの権限が必要であろうし、レコードスケジュールの設定についても国立公文書館の確認をとるというような形で、そういう権限を法的に定めていただくと、もうちょっと積極的に役割を果たせるかと思います。法律家としては今みたいな法律制度を越えるのは難しいのかと思いますけれども、現実的にどうするのがいいのかということをもろ専門家の先生方からいろいろ御提起いただければと思っておるところであります。

もう一点も、ある面で今の問題とも絡むと思いますけれども、研修等々の関係では、こ

これはまた実際に各省庁と接しているベテランアーキビストも来ていますので、直接お話し願えればと思いますが、各省庁で具体的な課題が随分違うので、全体を対象にした研修のほかに省庁別の具体的な問題点を踏まえた研修が効果をあげているという声を聞きます。同時に、内閣府の公文書管理の監査に公文書館の職員がついて行って、いろいろと現実の問題について意見交換をすると同時に、ほかの省庁との比較において助言をするようなことができるようになってきていますので、そのあたりの相互理解は少しずつ進んでいると思います。全体の研修の中で、一番よくやっているところをモデルケースとして説明をして、自分のところと比べてくださいと。こういうふうな研修のやり方もあると思います。

実際に御担当の方から何か意見があれば。

○梅原専門官 それでは、補足の説明をさせていただきます。

人材育成のところ、先ほどの御説明の中に一部触れていらっしゃったと思いますが、各行政機関が主催される研修会に当館のアーキビストを講師として派遣をさせていただくということがございまして、これは館が主催する研修会とは別に、それぞれの機関からの御要請に応じて対応してきております。

その際に、主には当館が行っておりますレコードスケジュールの設定について、具体的な事例を通して、それをどうやってクリアしていくのかという辺りの個別の事例を各省庁の方と行っているとお聞きしております。

より実質的に価値のある、効果の上がる研修にするという点では、当館の職員も現場の実態を十分知る機会を増やしていかないといけないと思っていますし、また、お互いに場を設定して意見交換というのが今後はもう少しあれば、さらによくなるのではないかと。もともとアーキビストは、レコード・マネジメントの能力はまだまだ弱いのではないかと感じております。

これは私の事例ですけれども、公文書管理法ができる10年以上前に、当時の大臣が、各省の省庁の書庫に行ってみようかというのを見に行かれたのですけれども、初めてそのときに公文書館でも同行しなさいと言われて、参りまして、こういうふうになっているのだ、何が困っているのだということをご話をお話聞いたところからございまして、今後こういうところがより密接な連携が取れるように私どものほうとしてもやりたいなとは思っています。

○田中座長 森本先生、お願いいたします。

○森本准教授 御質問いただきました組織運営上の価値という判断からの評価選別というのは、例えば国なのか、各省庁なのかというお話ですけれども、少なくとも私がどうしているかということについてお答えすると、文書を作成した課単位というのでしょうか、そこを単位で物を考えております。

例えば、東京大学の事例になるのですけれども、教養学部・総合文化研究科はどういう活動をしているのかということの洗い出して、そこにとって重要な文書を残す。同時に、本部の総務部総務課は何をしているのかということは、事務分掌が書き上げられています

ので、その中で重要な業務についての文書を残すということをしています。それを全て積み上げていくと、最終的に東京大学としての重要な文書が残るということにつながっていくと私は考えております。

ですので、それを仮に国立公文書館に当てはめると、各省庁がそれぞれどういう活動をしているのか、何が鍵となる業務なのかということ洗い出して、その重要な文書を残す。それをトータルで残すと、その時点での日本の政府の動き、行政の動きが見えるというのが評価選別の考え方かなと思っております。

○田中座長 よろしいでしょうか。

○川島委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中座長 関連しまして、森本先生にお伺いします。

組織が過去の事例を知ろうとして参照するというのが、今だとコロナがありますが、厚生労働省が厚生省の文書を参照するとき、むしろ厚生労働省の専門家がアーキビストになるなど、アーキビストの専門性というのはどういうふうに細分化されていくのか。例えば安全保障のアーキビストとか、総合職としたほうがいいのか、どういうふうに進めばいいのでしょうか。

○森本准教授 私は、俯瞰的な視点を持っているかどうかということが一番大事だと思っていて、現実に可能かどうかはさておき、アーキビストは、例えば今、私が東京大学文書館という国立公文書館等の一つの組織で働いています。でも、もしかしたら明日転職して民間企業のアーキビストになったとしても、あるいはその次に自治体のアーキビストになったとしても、同じことが全てできるのがアーキビストだと思っております。

そのためには、個々の業務の細かい内容は、おっしゃったようにその時々担当者に聞けばいい。だけれども、その時々担当の方は、今動いているその行政業務について、もちろん一番よく知っているけれども、それが例えば50年、100年のスパンでどういう意味を持つのかということについては必ずしも意見が一致しないのですね。なので、その視点の違い、アーキビストは俯瞰するということを専門性としつつ、個々の業務について理解するためには各省庁の担当者に話を聞く。その組合せで進むのかなと思っております。

○田中座長 ありがとうございます。

もう一点私からお伺いします。公文書館を国民が使うという話があったのですけれども、イギリスでは過去の国勢調査の個人情報を取ると、自分のおじいさん、おばあさん、お父さん、お母さんがどういうふうな答え方をしているが分かる。アメリカでは、軍歴、南北戦争で自分の祖先がどういうことをしたのか、そういうのを見に行く。そういう意味で国民につながる部分があります。日本の公文書館はそういうのがあまりない。そういうことを今後日本でできる余地というのは、そもそもあるのでしょうか。

○鎌田館長 これも現場の方に聞いた方がいいのかもしれませんが、欧米では日本のようにきちんとした戸籍制度がないから、いろいろな文書を調べなければいけない。登記制度もちゃんとしていないから、いろいろなことを自分で考えないといけないということがあ

るのに対して、日本の場合は割とそれぞれについて専門的な仕組みがある。

ただ、先だって、今、国立公文書館でやっている特別展との関係で、沖縄県の公文書館に行きましたが、沖縄県の公文書館では、今おっしゃられたような形で個人の閲覧が多いという印象を受けました。なぜかという、かつては日本軍に接収され、そこを米軍が引き継いで、軍用地状態が何十年も続いたので、自分のもともとの土地についての権利関係がよく分からなくなっているものを調べに来るとい、この需要があるようです。我々が一時間足らず公文書館に滞在しただけでも、数人それを閲覧に来ていた人がいるぐらいに、個人の財産の由来を調べるための公文書館の活用がありました。

戸籍や地籍整備は直接的には地方自治体の事務ですから、地方の公文書館の方に関係する文書が集まってくる。地方の公文書館の現状はよく分かりませんが、それぞれの国の特性に応じて違うのではないかと思います。ラテン系の諸国は公正証書が全部最終的には公文書館に入ってきますし、不動産に係る取引や遺産分割等々は全部公正証書が要求されていますから、そういうものを公文書館に調べに来るのですが、基本的に日本ではそういうことはあまりありません。

○中島課長 まず、国によって制度の違いがあるということだと思います。座長御指摘の例えばアメリカの兵役の記録は、歴史研究のために残されているわけではなくて、兵役の記録を残すということは、国にとっても、兵役について各個人々の権利義務を証明するためにも必要だから永久保存とされている、と。

兵役記録、連邦政府の職員の人事記録は、アメリカのNARAの中でも一部門を設けて、ここで利用の請求などに対応している。ですので、国民と結びつくためにそれを残しているということではなくて、記録そのものとして永久保存をする価値があるから残している。ここは話が、恐らく、逆なのかなという気がします。

その辺は、森本先生が以前に、日本の公文書館で家系調査が可能かというような論文を出されていらっしゃるけれども、諸外国で、いわゆるファミリーヒストリーとか、ジネオロジーという研究が行われるといったときに、公文書館に所蔵資料を見に行くということによって、そういうことに対してより積極的に対応していこうということをしたということから、ファミリーヒストリーなどの利用者が増えています。ですから、公文書館に来て利用するというニーズありきではなくて、記録ありきであるということになるのではないかと思います。

この辺は、恐らく、先ほど川島先生が森本先生に御質問された、組織運営上のというお話がございましたけれども、恐らく組織運営上というのはもともとの英語だとアドミニストラティブだと想像します。各国の国立公文書館というのはアドミニストラティブ、組織運営上の理由から立ち上がってきたところと、文化遺産を残すという観点から立ち上がってきたというのと、大きく分けるとその2つの淵源があって、それが実際には年月がたつとともにどの国も両方の要素を兼ね備えていくということがあるのです。フランスなどは、

もともとは組織運営上の理由から生まれたとされます。

そうしたときに、森本先生が評価選別はアーキビストが行うものとされているのですけれども、例えばアメリカなどでは、基本的に国立公文書館長の承認がなければ、連邦政府は記録を廃棄してはいけないとなっている。ということは、もともと評価選別というふうに定義づけられて、概念づけられているものは、廃棄の承認権限なのです。であるとするならば、実は、特にアメリカの場合はパーマネントなものは国立公文書館にいずれ移管しましょうねということになっているのですが、各行政機関の側が、これはパーマネント、永久保存だと言え、それについて基本的に国立公文書館側が何か手出しをする必要はない。廃棄したいというものに対して、これは廃棄でなくて永久保存でしようということを使うのが恐らく評価選別というふうに呼ばれている。

そういうことで言うと、これは各国にいろいろ制度がございますけれども、公文書館側に全ての権能を委ねているわけではなく、各行政機関にも評価選別をする一定の役割を担わせ、公文書館側が最終的にそれをチェックする。日本で言うと、廃棄に対する内閣総理大臣の同意という仕組みがございますけれども、そういう仕組みということになる。

先ほど森本先生が各政府の機関もレコードマネジャーなどの専門家がいてこそだとおっしゃられましたけれども、恐らく評価選別という機能を、協力、分担し合いながらやっているということなのではないかなと思います。

組織運営上のといった部分について、とりわけ、例えば本当に現場の行政の業務上の必要性というものは現場の人が一番よく知っている。例えば内閣府なら内閣府全体のために何をどう残せばいいのかというのは、総括文書管理者が見ておくということで、恐らく組織横断型といいますか、全政府的な全体を見たときにどれが重要であるか否かということのを助言しているというのが日本では国立公文書館ですし、各国の廃棄の承認権限を持っている国立公文書館はそういうことをしているのだろーと思います。

○田中座長 今の点について、関連で何かございますか。

○森本准教授 1点よろしいですか。

個人情報については、国によって文化が全く違うので、アーカイブズの制度の話というよりも、個人情報を公にすることがどれぐらい社会に受け入れられているかということがそもそも前提として違うのかなと思っております。

その点で、日本は特に今、非常に制限する方向に向かっていますが、例えば社会が大きく変わって、オーストラリアは驚くほどオープンですが、例えばそういう個人情報、先祖の情報を何年かたったらみんな共有して当たり前という文化に、仮になったら、日本では、戸籍が全部オープンになるとか、永久保存でそれぞれの地域の文書館に入っていて、そして誰もがそれを見られるようになる。国立公文書館にもう既に個人情報載った文書をたくさんお持ちだと思いますけれども、そういうものが公開されるようになる。ただ、中島さんがおっしゃったように、それが国の実施した行政の業務として大事なのかどうかという判断で、公開はその時々々の社会の情勢で変わっていく。そこがちょっと違うのかな

と思います。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

川口委員、お願いします。

○川口委員

森本先生が展示について、今回会議のタイトルに展示のことが出ているのでとおっしゃってくださって、それに関していろいろ御指摘いただいたことは大変勉強になりました。

公文書館の展示というと、どうしても資料そのものの内容を伝えるということが多いように思うのですが、森本先生がおっしゃったように、その資料が保存されている意味とか、そういった一段次元を変えたところでの資料展示というのは必要だと思うのですね。

それに関する研究等も進んでいるという御指摘もあって、教えていただきたいのですが、どうしても、どうしたら実際に公文書館で、資料の中身ではなく、保存の意味とか、そういったことを伝える展示ができるようになるか、どういう人を配置することでそれが可能になるのか。もしかすると、鎌田館長がおっしゃっていたように、キュレーターとかそういうことかもしれないのですが、実際の人員配置の点で、資料の中身だけでなく、公文書館そのものについて伝える展示を可能にする、そういう人員体制について御存じだったらぜひ教えていただければと思います。

○森本准教授 その答えは私も全く持っておりません。ただ、国立公文書館でもなさっていたと思うのですが、公文書館はこういう仕事をするところですよというパネルを展示で作られて、メインの展示はその時々でテーマをつくって展示をするけれども、それを見た最後に、ところで公文書館ってこういう仕事をしていますというパネルが展示されているという事例は随分増えてきたかなと思います。

つまり、歴史の中身を伝えるだけでなく、今あなたがいる公文書館はこういうところですよということを伝える。それは恐らく歴史博物館の展示とは全く違うものだと思うのですが、そういうところは増えてきたかなと思います。

ただ、それを誰がやるといいのかということは、恐らく技術の点ではキュレーターの専門知識を持っている方たちの専門知識というのは本当に重要だと思いますけれども、同時に、そもそも公文書館として何をその展示を通じてアピールしたいのかということは、公文書館の人にしか分からないので、全てを展示だからといって誰か特定のポストの人に任せるのではなくて、公文書館全体として発信したい情報は公文書館のアーキビストが考える。一緒になって考えていくことだと思いますけれども、そういうところかなとは私は思います。

○川口委員 ありがとうございます。

○田中座長 ほかはよろしいでしょうか。

時間も来ましたので、本日の議題は以上になりたいと思います。

次回は6月6日月曜日を予定しております、テーマはデジタル時代のアーカイブとして、デジタルワーキンググループの構成員でもいらっしゃる立命館大学情報理工学部の上原哲太郎教授をお招きしたいと思います。詳細については事務局より御連絡いたします。

では、今日は委員の皆様、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。これもちまして閉会とさせていただきます。